

靖国神社合祀取消を実現し 平和憲法を護る会

ニュース・レター

第2号 2009.10.22

発行：支える会事務局

代表：園田朋里

mail：ptnishiyama@yahoo.co.jp

靖国合祀取消し訴訟「第2回口頭弁論」が直前にせまってきました。

7月10日の第1回口頭弁論では、
被侵害利益が、原審での「敬愛追慕権」から、
本控訴審では「**宗教的人格権**」へと
変更されました。

原審判決の靖国神社に関する2箇所と国に関する1箇所を例示として
その不当性が明確化されました。

- ①原審判決は、1988 最大判を大黒柱として登用し、唯一の法的根拠として、
文言通り踏襲したが、その理解、事例適用は誤解逸脱に満ち、争訟の原
点である被侵害利益についてさえ明らかな謬見を露呈した。
- ②1988 最大判自体の偏向背理の明確な事例について。
- ③各当事者は誠実、遅滞なき、対応を。

「宗教的人格権」は、枢要な人格権であるとともに、その侵害回復は人権尊重にとっ
て最も崇高かつ喫緊の課題です。ここでは控訴審第1回口頭弁論陳述書(2009.7.10)
等からの抜粋と、西山俊彦神父からの“ひと言”を掲載し、本控訴審の課題を明確化
したいと思います。

本控訴の主張の根本は、控訴人とその亡父
の、自己自身に関するキリスト者としての
「宗教的自己同一性」を確認確立し、同時に、
自己の信条と正反対の国家神道が一方的に
行っている「靖国神社合祀」という権利侵害
を排除救済して欲しいというものである。

靖国神社が信教の自由をもっているのか

いないのか、を争っているのではない。西山
忠一と西山俊彦の宗教的「固有」で「排他的」
独自性を、人格権の要請によって、確認し、
靖国神社による人格権侵害を回復して欲し
いというのである。勿論、靖国神社も靖国神
社自身についての信教の自由は持っている。
しかし、その信教の自由が絶対的であり得る

のは、自己の信教について内心の自由に留まるといふ限界内のものであって、宗教行為の自由、結社の自由という外的、社会的次元に展開される場合は、信奉者以外の無縁の他者を祭神として「合祀され、拝まれ、崇められ、慰霊され、顕彰され」て、その祭祀と教義の中心に取込むことは他者の自由を侵害剥奪し、氏名の冒用、名誉毀損、プライバシー侵害、等々は勿論のこと、それよりもはるかに深刻で根源的な宗教的人格の尊厳を冒瀆する暴挙を信教の自由の名の下に行っていることに相当する。平たく言えば、靖国神社は、自己の信教について内心の自由の範囲内で、信教の自由を享受すればいいのであって、少なくとも外的自由の領域においてまで、「宗教的人格権」において相容れない亡父西山忠一と西山俊彦を英霊遺族として一方的に取込んだり、明示的拒絶の意思表示にも関わらず国家神道の祭神として合祀し続ける人権侵害をしないで欲しいのである。繰返せば、被控訴人靖国神社は、内心の自由の範囲で、自己の信仰の自由権を持っているのと同じように、亡父西山忠一と控訴人西山俊彦は自己自身の信仰の自由権を持っている。しかし、内心の自由の範囲を越えた外的、社会的領域において原告控訴人らを宗教法人靖国神社の祭神とか国家の英霊として略取、利用、喧伝し尽くして「宗教的人格」の尊厳を

侵さないで欲しいと言っているのである。

靖国合祀と亡父ならびに原告西山俊彦との信仰は、まさしく、対極に位置している。それらは原告第 9 準備書面（2007.4.10）陳述書（2007.4.4）、補充陳述書（2008.9.4）でも開陳されている通り、靖国合祀は亡父ならびに原告西山俊彦の人格的人間存在全体を根底から侵害しており、亡父を「祭神として拝まれ、崇められ、慰霊され、顕彰さ」せることは亡父の「宗教的人格」を甚だしく冒辱すると同時に、その次男西山俊彦がこれを放置し続けることは本人自身の「宗教的人格」の核心が問われる重大問題である。2008年9月4日の法廷冒頭で

「父西山忠一を靖国神社が合祀していることが、

- ①父と原告西山俊彦にとっては宗教的人格（キリスト教信仰）を内実とする人格権を、父自身および原告の双方について侵害しているとともに、
- ②遺族である原告の宗教的人格を内実とする人格権を侵害し、さらに
- ③もし原告がこれを知りながら放置すれば、原告自身の人格の尊厳を自ら否定し続けることになるということです。」

と補充陳述書（2008年8月27日提出）の文頭に明言したのはこのことである。

【控訴審 第2回口頭弁論】

2009年10月28日(水)午後1:30～ 大阪高裁 202号法廷
傍聴抽選券配布 午後12:30～



原審判決と被控訴人らの回答書を 読み直して・・・

西山俊彦神父からのひと言

1988年最高裁判所大法廷判決（最大判）には、「宗教上的人格権」以外、「宗教的人格権」は登場しません。それにも拘らず、本件の全関係当事者は、1988年最大判が「宗教的人格権」について判示したとしています。

原審判決は、1988年最大判が「宗教上的人格権」に「法的利益性」を認めなかったから、同様に「敬愛追慕の情を基軸とする人格権（敬愛追慕権）」にも、理由を明かさず、「法的利益性」は認められない、と判示した上に、これらは直接的に「宗教的人格権」について判断したものであると明言した。

被控訴人靖国神社は、1988年最大判は「宗教上的人格権」について判断し、原審では、「敬愛追慕権」も同じであるから、それには「法的利益性」は認められていない、とした他に、西山が控訴審で被侵害利益とする「宗教的人格権」は「敬愛追慕権」と異ならず、1988年最大判でその「法的利益性」は否定されているからそれを反論として援用すると答弁している。

被控訴人国は、1988年最大判は「宗教的人格権」について判断したと、何回も、答弁書に繰返しています。

私の反論、原審失当、の一骨子は、原審判決が、1988年最大判が「宗教上的人格権」について判断し、それに「法的利益性」を認めなかったにも拘らず、1988年最大判が直接的に「宗教的人格」について判断した、との判例誤用を冒していることで、そのような事実は最高裁の判示にはなく、そのような誤用に基づく「敬愛追慕の人格権」の法的利益性の、原審判決による、否定は結論を生まず、ましてや、私の控訴理由である「宗教的人格権」の侵害への責任を否定するものとはならないということです。

原審判決同様、私の単独控訴とは別の8人控訴のグループも、被控訴人国も、1988年最大判は「宗教的人格」について判断し、これに「法的利益性」を認めなかったと証言していることと同様に、被控訴人靖国神社も、西山が「宗教的人格権」を被侵害利益としているにも拘らず、西山の主張は「敬愛追慕権」を被侵害利益としている8人グループと何らかわらないから答弁に値しないと回答していること、すなわち、関係当事者全員が、ありもしない1988年最大判をあったことにしていること、これこそ不思議中の不思議だからというものです。

＜靖国神社合祀は「慣習」？＞

李 容玲

いきなりですが、靖国神社合祀のどこが問題なのでしょう？

「死んで仏になる」という日本人の宗教観からすれば、たとえ神社であっても、亡くなった方を祀ってもらうことに特別な違和感はなく、また靖国神社に祀られたからといって、故人の遺族が別に物理的な不利益を被る訳でもなく、肉体的な苦痛を味わう訳でもないのに、なぜ裁判まで起こす必要があるのでしょうか？

と書くと、いかにもインターネットのブログに出てきそうな内容になりますが、しかし今日の日本ではこれが一般的な考え方であるような気がします。今年2月に出た大阪地方裁判所の判決文にも、このような一般に共有された感覚がよく現れています。判決文によると、要するに靖国神社合祀には強制や実質的な不利益が伴っていないし、また亡くなった人に対する特別な情というのは原告の「自己イメージ」であって、他者に抱くイメージは人によって様々だから、遺族の故人に対する「自己イメージ」だけを法的に保護する訳にはいかない... だから「靖国合祀は違憲ではない」と結論しています。これは私が上に書いたブログっぽい文面と見事に一致しています。つまり日本では、神社で祀られるというのは宗教活動というよりも「慣習」なのだから、おとなしく従っておけばいい、という社会通念が判断基準として背景に置かれています。「慣習」だから憲法の「信教の自由」を侵害しない、と言われると、何となく説得力を感じてしまうのはなぜでしょうか？

「慣習」とは一般社会で行われている文化的なきまりであって、その価値や理由について考える必要のない行為だといえます。たとえば、日本の家庭で食事をする場合、ご飯茶碗は味噌汁のお椀の左側に置かれますが、これは慣習的な規範であって、なぜそうなっているのかを尋ねられても「日本の文化ではこうなっている」としか言い様がありません。つまり、どういう行為であっても「慣習的」になるということは、言い換えれば、ある規範の成立のプロセスや契機もしくは根拠が、人々にとって「問題ではなくなっている」という状態を表しています。「問題ではなくなっている」ので、その行為の価値や理由について考える「思考」が「停止」してしまいます。「慣習」ということばは、一見、無害な印象を与えますが、実はこの「思考停止」によって大きな問題を引き起こす力を持っています。靖国神社合祀問題は、その潜在力を説明するよい例でしょう。判決文が示すように、靖国神社合祀が「慣習」だと

すると、靖国神社合祀成立のプロセスや契機もしくは根拠が、社会の中で単に見失われているというのではなく、「問題ではなくなっている」と一般の人々が判断していることとなります。つまり、その価値や理由は考える必要がない、とみなして「思考を停止」しているのです。その結果、訴訟のニュースを聞いても、「靖国神社で多くの戦死した兵士を祀る時に、どうやって兵士たちの名前が分かったんだろう？」とか、「亡くなった人はクリスチャンだったから、故人の名前を消してほしいと遺族が言っているだけなのに、なぜ靖国神社は名前を消してあげないんだろう？」という素朴な疑問すら抱くこともなく、自分には無縁の問題と位置づけてしまいます。つまり「慣習」とみなすことは、その問題に対して無関心になることを個人に許してしまうことなのです。

靖国神社合祀訴訟は、「慣習」による社会の「思考停止」から脱出するための突破口であることは、靖国神社合祀に至った経緯から説明できます。靖国神社は、宗教法人となる以前に「国家」がつくった神社です。もともと「国家」とは、実体のないイメージであり論理として存在しているものですが、戦前の日本では、国家の論理が何よりも優先されていました。当時の旧憲法でも「信教の自由」が認められていたにもかかわらず、大戦直前には、国家の論理と相容れない性格や権威体系を有する宗教教団は、不敬罪や治安維持法を中心として徹底的に取り締まれ弾圧されました。戦後、靖国神社は一宗教法人となりましたが、今日でも、戦前の国家の論理によって与えられた役割を果たすために、戦死した兵士を「祭神」として神社に祀り、憲法の「信教の自由」を訴えて合祀を取消してほしいという遺族の声も届かないのです。靖国神社合祀は、宗教を信仰する者にとって問題であるだけではなく、より大きくは、個人よりも国を護ろうとする「国家の論理」と、逆に国よりも個人を護ろうとする「憲法」とのどちらを優先させるかを問う問題なのです。「国家」は論理であるが故に、状況によってその本質が変わり得ることは、戦争の歴史が示している通りです。「慣習」とみなす社会の「思考停止」によって、「国家」の権力がほんの少し「個人」の権利を超えることを許せば、それが裏付けとなって、次の「国家」の超越も容易になります。それと同様に、「個人」が「国家」権力の超越を抑止できれば、それが裏付けとなって、次の抑止も可能となるでしょう。従って悲惨な歴史を繰り返さないためには、制度的に「憲法」は常に「国家の論理」に優位していなければならないのです。

西山神父は靖国神社合祀取消訴訟を起こすことによって、社会の「思考停止」に警鐘を鳴らし、いつのまにか「個人」を超えている国のありさまを人々に訴えようとしています。西山神父の闘いが、多くの人々の命を護ることにつながっていることを、私たちがいずれ知ることになるその時に、「時遅し」と後悔することがないように願っています。

<責任とは・・・>

浅賀きみ江
(2009.10.13)

今、朝日新聞の夕刊に“**検証**昭和報道”が連載されている。1ヶ月約4千円の購読料は高い！ほとんど見る事のない広告の処分と、夕刊についてはニュース性や読みたい所が無く止めようかと思っていたところ、この連載が始まって、そのページだけ切り取ってまとめて通勤電車の中で読んだりしている。

10月9日“責任の諸相**11**”まで読んだ。「東京裁判」前後、東条以下7人の絞首刑はじめ戦犯問題に及び、“現人神”をかなぐり捨て“人間天皇”にすりかわる為の全国行脚が平行して行われていた。

朝日はじめ、新聞はこぞって東条等に責任を負わせ、国民の道義的責任を述べるものの、天皇の戦争責任には一切触れなかった。しばらくして、岸信介はじめA級戦犯17人が釈放された。

1945年8月15日“終戦の勅”に宮城に向い頭を垂れ正座する国民の写真は、通りがかりの人をつかまえて、あらかじめしつらえたいいわゆるやらせ写真だと・・・。

現人神から“人間天皇”を温厚な植物学者として、当時の皇太子と仲良く並んで新聞を見る写真が掲載された。

“ああ満蒙開拓団”の映画をみる。関東軍や満鉄関係者はいち早く列車をしつらえて逃亡。訳も知らされず、後に取り残された開拓農民（困窮の寒村から夢の新天地とかり出され侵略の手先にされた）は、ソ連と中国軍に追われ、侵略者としてのしっぺ返しを一手に受け、幼子を手放し、あるいは手にかけ、家族を見失いながらの悲惨な逃避行。

昭和18年「学徒出陣」によりかり出された学生達。敗戦真近に、南方の島で多くの若者たちがいのちを落す。信州上田の「無言館」の中に立つと、やりきれなく、じっくり、残された彼らの作品の絵を味わうことはできない。

遺族に届いた“菊”の紋章の恩賜タバコ数本にやり場のない怒りがこみあげる。

この若者たちも朝鮮半島、中国大陸、南方諸島、沖縄への侵略軍として2千数万人の数えきれないアジアの人々の犠牲を強いたのか。この強制動員された兵士たちも靖国神社に顕彰されているのか。

西山神父の靖国訴訟は数年前、牛込アンデレ教会での学習会ではじめてお話をうかがった。私が通う、四谷麴町教会に向かう横断歩道を渡りながら『サンパウロ』のお店のビルに広告用ネオンテロップが流れていて“西山俊彦著 靖国合祀取消し訴訟の中間報

告”を見つめながら、いつかお話しを聞きたいと思っていました。(もう今はサンパウロのテロップは経費の関係かなくなりましたが)

その後は「カトリック正義と平和協議会大阪集会」に参加した折、ステッキについて歩いておられる姿をお見かけしましたが、その後、お身体はいかがでしょう。今回、お一人で原告訴訟をなさった経緯はよくわかりませんが、西山神父の“靖国”への対峙、明治国家大日本帝国天皇制から続く戦後体制（国体護持）への対峙として全面的に支持したいと思います。

日本のカトリックの戦前の“報国宗教団体”に動員された反省と責任は今も続く、そして将来の報国兵士合祀を射程にした靖国、国体護持装置にどう立ち向かうか問われるものと考えます。

合祀といういまだ国家に閉じこめられたままの人々の個々の人格、人間そのものは貶められたまま、決して眠ることはできない！

戦後 64 年の今、日本の民主主義に封じられた闇の核とわたりあうことに躊躇してはならないと自己に言い聞かせながら、同じ未来、方向性を見る方々とともに、歩みを少しずつ進められたらと思っています。

靖国合祀は、現代の日本の政治・文化を左右する問題であると同時に、カトリック教会としては、戦前・戦後及び現代の積年の課題を直視する、信仰者としての真価が問われている重要課題ではないでしょうか・・・

西山俊彦神父は、体力面で大きな不安を抱える中、第 1、第 2、第 3 書面を提出、さらに、大阪カトリック時報 10 月号、日本カトリック正義と平和協議会『JP 通信』No.159 にも執筆しました。

◇第 1 準備書面 全 90 ページ (2009.6.30)

『控訴の趣旨の妥当性とその根拠 (1)

被侵害利益「宗教的人格権」について—自衛官合祀訴訟との関連で—』

◇第 2 準備書面 全 113 ページ (2009.9.28)

『控訴の趣旨の妥当性とその根拠 (2)

被侵害利益「宗教的人格権」について—津地鎮祭訴訟との関連で— 』

◇第 3 準備書面 全 20 ページ (2009.10.19)

『控訴の趣旨の妥当性とその根拠 (3)

被侵害利益「宗教的人格権」等についての確認と、求釈明事項の再請求 』

◇大阪カトリック時報 10 月号

『靖国合祀取消し、大阪高裁控訴審へ —現代に生きる信仰が問われています—』

◇カトリック日本正義と平和協議会 「JP 通信」No.159

『靖国合祀取消し、大阪高裁控訴審へ —現代に生きる信仰が問われています—』

ニュース・レターNo.1 発行以降、少しずつ支援の輪がひろがりはじめ、励ましの言葉、カンパ(10月20日現在33件)などをいただき感謝しています。これからもよろしく願いいたします。ご質問、応援メッセージ等もどんどんお寄せ下さい。(mail 及び、郵便)

靖国合祀取消訴訟の一審敗訴を受け
原告である西山俊彦神父による控訴審以降の
活動支援強化の必要性を痛切に感じ
私たちは“靖国神社合祀取消を実現し平和憲法を護る会”を結成いたしました。

(目 的)

靖国神社合祀取消しを実現して、信教の自由等の人権の確立に寄与し、
日本国憲法を擁護して人格の尊厳に基づく（福音の約束に依って）
世界平和の推進に貢献することを目的とする。

活動の一環としてニュース・レターを発行し、進行状況を発信するとともに
この裁判の意義を学び、平和憲法の実現のために
励んでいこうと思っています。

(ニュース・レターをコピー、印刷し、配布ご協力をお願いいたします。)

靖国神社合祀取消を実現し平和憲法を護る会

代表：園田朋里

562-0031 大阪府箕面市小野原東 3-5-19 e-mail : ptnishiyama@yahoo.co.jp
<http://peace-appeal.fr.peter.t.nishiyama.catholic.ne.jp/> (判決要旨、判決骨子掲載)

靖国神社合祀取消を実現し平和憲法を護る会 (郵便振替) 00900-7-272008

※ 領収書は、ご請求のない場合、振替受領証をもって代えさせていただきますのでご了承ください。